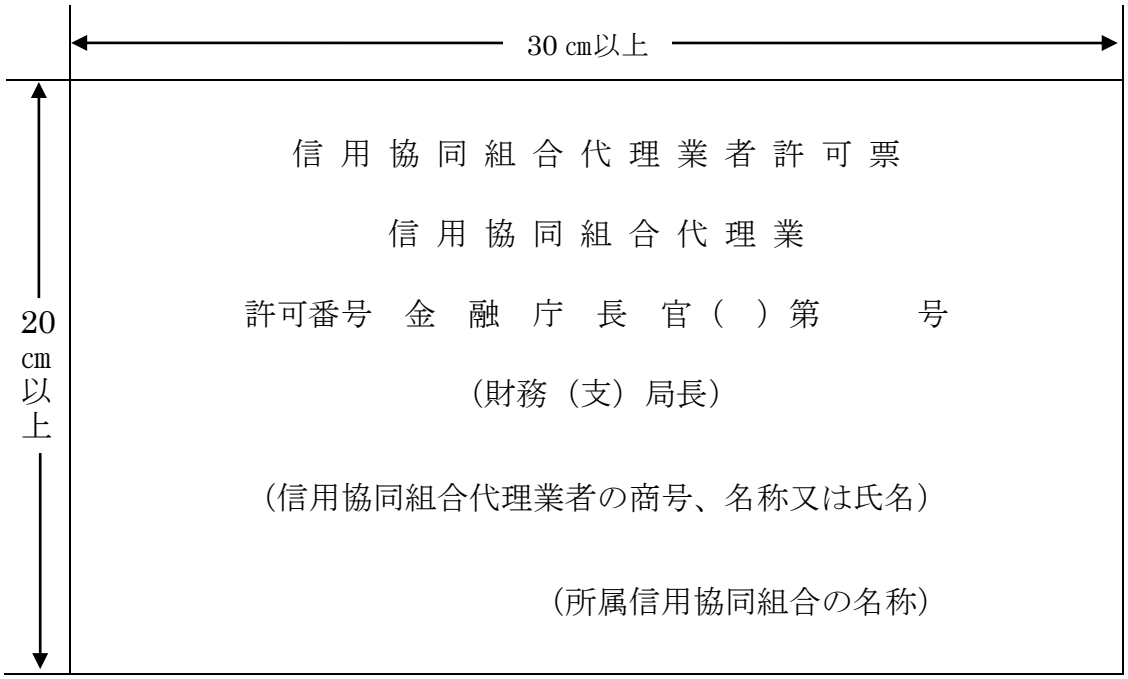
別紙様式第12号（第86条関係）



（記載上の注意）

1　「所属信用協同組合の名称」には、所属信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第６条の３第３項に規定する所属信用協同組合をいう。）の名称を記載すること。二以上の所属信用協同組合があるときは、すべての所属信用協同組合の名称を記載すること。

2　法第６条の４に規定する信用組合等が信用協同組合代理業を行う場合にあっては、許可番号に代えて、同項の規定により信用協同組合代理業を行う者である旨を表示すること。

3　銀行法の一部を改正する法律（平成17年法律第106号。以下「改正法」という。）附則第14条第１項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第６条の３第１項の許可を受けず信用協同組合代理業を行うことができる者にあっては、「信用協同組合代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第14条第１項の規定により法第６条の３第１項の許可を受けず信用協同組合代理業を行う者である旨を表示すること。

4　金融機関の合併及び転換に関する法律第51条の２第１項（同法第67条において準用する場合を含む。以下４において同じ。）の規定により法第６条の３第１項の許可を受けたものとみなされる者にあっては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、金融機関の合併及び転換に関する法律第51条の２第１項の規定により法第６条の３第１項の許可を受けたものとみなされた信用協同組合代理業者である旨を表示すること。